

文化ホール事業を
応援します

平成20年3月までに、皆さんが市内の文化ホールで開催するコンサートや演劇などを支援します。

対象〓市内在住・在勤で、3人以上の団体が実施する一般市民を対象とした文化ホール事業(入場料500円以上を徴収する事業で、200人以上の入場者数を見込めるもの)ただし団体の発表会に類する事業や営利目的の事業は除く 支援内容〓文化会館施設使用料および付属設備、舞台管理委託料の免除および事業費の補助など 支援額〓1事業10万円以内 その他〓詳しくはお問い合わせください。

生涯学習課
23局3531 FAX 22局3811

大規模な土地取引は
届け出が必要です

一定面積以上の土地取引を行う場合には、面積などに応じて売買契約前または契約後に届け出をしなければなりません。

契約前に必要な届け出

「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づくもので、公有地の先行取得

得を目的とした届け出です。

対象〓市街化区域に属する5000㎡以上の土地の取引 届け出る人〓土地を譲り渡そうとする人 届け出る時期〓土地の売買契約を行う前、一定期間契約行為が制限されます)

契約後に必要な届け出

「国土利用計画法」に基づくもので、地価の高騰などを抑え、土地の適正かつ合理的な利用の促進を目的とした届け出です。

対象〓市街化区域に属する2000㎡以上の土地または市街化調整区域に属する5000㎡以上の土地の取引 届け出る人〓土地を譲り受けた人 届け出る時期〓土地売買契約後2週間以内

どちらの届け出も、まとまった一体的な土地が対象になります。詳しくはお問い合わせください。

企画課
23局3507 FAX 23局0180

大規模な開発行為は
事前協議が必要です

田原市では、土地の秩序ある利用と保全を図ることを目的として、田原市土地開発行為に関する指導要綱を定めています。市内で開発行為

を行うとする場合は、あらかじめ、市との協議が必要になります。

開発行為とは

住宅用地、工場用地、ゴルフ場用地などの造成、土石の採取、鉱物の採掘、水面の埋立てまたは干拓、浚渫、廃棄物の埋立て、その他土地の区画形質の変更を指します。

面積要件は

対象となるのは、開発区域の面積が3000㎡以上1万㎡未満の開発行為です。1万㎡以上の場合は、愛知県土地開発行為に係る指導要綱の対象となります。

詳しくはお問い合わせください。
企画課
23局3507 FAX 23局0180

商業統計調査にご協力を

6月1日、商業統計調査が全国一律に行われます。

この調査は、商業の実態を明らかにし、国や都道府県・市区町村における流通産業施策の基礎資料とするために行うものです。調査内容を統計以外の目的に使うことは法律で禁止されていますので、安心してご記入ください。5月下旬から調査員が各事業所に伺いますので、ご協力をお

願います。

文書課

23局3728
FAX 23局0180



耕起月間にご協力を

遊休農地は、病害虫の発生やごみの不法投棄にもつながり、多くの人に迷惑をかけることとなります。そこで、農業委員会では、4月、7月、10月を「耕起月間」と定め、農地の適正管理の啓発を行っています。自分の管理している農地は責任持って管理し、農地の有効利用に努めましょう。

農業委員会
23局3519 FAX 22局3817

シンボル公園ネットワーク計画
「田原市緑の基本計画」

田原市では、シンボル公園ネットワーク計画「田原市緑の基本計画」を作成しました。計画は、市ホームページにて公表しています。また、公園緑地課でもご覧いただけます。

公園緑地課

23局4103 FAX 23局0180
http://www.city.tahara.aichi.jp